令和８年（フ）第８０９号
神戸市中央区筒井町３丁目13番18―704号
債務者　佐藤　仁僚
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６１号
神戸市須磨区松風町３丁目５番３―902号
債務者　中山　典子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８６号
神戸市東灘区田中町４丁目11番16号　コーポ甲南502号
債務者　足立　　結
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９号
兵庫県たつの市龍野町富永321番地２、前住所兵庫県たつの市龍野町中村323番地１　レオパレス本龍野101号
債務者　梅野　宜嗣
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２４２号
長崎県長崎市大宮町８番４号
債務者　前川　沙耶
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５１号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷38番地３　エスポワール冬切303
債務者　小森友理子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５４号
千葉県八街市朝日169番地20
債務者　井口　雅人（旧姓中島）
1　決定年月日時　令和８年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第６５６号
京都市山科区東野中井ノ上町14―７　ニューライフ21・101号室、住民票上の住所京都市山科区音羽稲芝37番地１　ヴェルツ音羽101
債務者　藤原　克彦
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６７８号
京都市伏見区向島立河原町11番地　クリエオーレ観月橋104
債務者　末竹　駿二
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７６号
京都市山科区小山鎮守町19番地
債務者　松本　幸枝
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０５５号
京都府向日市物集女町出口14番地の36　ｓａｇａｎｏｓｏｕ　203、前住所京都府向日市寺戸町乾垣内22番地の６　乾マンション402
債務者　大内　正平
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０９７号
京都市西京区大枝西新林町二丁目２番地　14棟403号
債務者　朝倉　岳久
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９２１号
広島県東広島市西条町吉行2081番地10
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７号
栃木県那須塩原市寺子205番地112
債務者　黒川　隆之
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第９１４号
広島市安佐南区長楽寺１丁目３番12―307号
債務者　田中　愛子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３９号
広島市安佐南区八木６丁目18番24―302号
債務者　上野　好弘
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６０号
広島市東区山根町26番４号
債務者　長谷　有起
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部